旭川市生活体験滞在費助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、移住及び二地域居住の促進を目的として、本市での生活体験を希望する者が一定の要件を満たす場合に、予算の範囲内において旭川市生活体験滞在費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　上川管内の自治体

上川総合振興局管内の２２市町村をいう。

⑵　短中期滞在施設

ちょっと暮らし滞在施設事業実施要綱第４条第１項の規定に基づき、旭川移住促進協議会会長が登録した同要綱第２条第３号の短中期滞在施設をいう。

⑶　移住等検討者

旭川市への移住又は二地域居住について相談を行ったことがある市外在住者のうち、上川管内の自治体以外の自治体に居住地を有する者をいう。

⑷　宿泊費

短中期滞在施設を利用した場合の宿泊料（助成金の申請前に決済したものを含む。また、割引制度の適用がある場合にあっては、当該割引制度の適用後の額。）をいう。

⑸　事業

本市への移住又は二地域居住を検討するために、市内において生活体験を行うことをいう。

（交付対象者）

第３条　助成金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

⑴　移住等検討者に該当すること。

⑵　助成金の交付申請時点における年齢が６０歳未満である者。

⑶　本市への移住を検討し、又は関係人口としての生活体験を目的とする者。

（交付要件）

第４条　助成金の交付要件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　短中期滞在施設に、連続して３泊以上宿泊（滞在期間中に複数の短中期滞在施設へ宿泊した場合も含む。）すること。

⑵　生活体験に関するレポート又はＳＮＳでの情報発信に協力すること。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、１人１泊当たりの宿泊費に３分の１を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、助成上限額は４千円、かつ予算の範囲内の額とする。なお、助成対象宿泊数は最大３泊までとし、同一申請者による同年度内の申請は１回限りとする。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（その世帯員及び同伴者を含む。以下「申請者」という。）は、旭川市生活体験滞在費助成金交付申請書（様式第１号）を、原則として、短中期滞在施設に宿泊する日の初日の２週間前（旭川市の休日を定める条例（平成５年旭川市条例第３号）第１条第１項各号に定める日を除く。）までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、当該期限までに提出できない場合は、この限りでない。

（交付決定及び通知）

第７条　市長は、申請者から前条の書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果について旭川市生活体験滞在費助成金交付決定通知書（様式第２号）又は旭川市生活体験滞在費助成金不交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に対して通知する。

（事業内容の変更等）

第８条　申請者は、助成金の交付決定後において、事業の全部若しくは一部に変更があったときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができる。

２　申請者は、前項の規定により事業の内容を変更しようとするときは、旭川市生活体験滞在費助成金変更等承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

（変更承認等）

第９条　市長は、前条第１項の規定に基づく変更申請があったときは速やかに事業の変更内容を精査し、変更について適当と認めるときは承認を行う。

２　市長は、前項の規定により変更を承認したときは、旭川市生活体験滞在費助成金変更等承認通知書（様式第５号）によりその旨を申請者に通知するものとする。また、変更を承認しないときも同様とする。

（実績報告）

第１０条　申請者は、事業が完了したときは、その翌日から１０日以内又は当該年度の３月

３１日のいずれか早い日までに旭川市生活体験滞在費助成金実績報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第１１条 市長は、前条の規定に基づく実績報告があったときは速やかに審査を行い、事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金額の確定をするものとする。

２　市長は、前項の規定により助成金額を確定したときは、旭川市生活体験滞在費助成金額確定通知書（様式第７号）により、その額を申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第１２条　前条第２項の規定により、助成金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が助成金の請求を行うときは、旭川市生活体験滞在費助成金請求書（様式第８号）に、助成金の振込先となる口座情報を確認できる書類（預金通帳、キャッシュカード等の金融機関、支店名、口座番号、及び名義人が確認できるもの。）を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第１３条　市長は、助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

⑴　偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合

⑵　第３条及び第４条の規定に該当しないことが判明した場合

⑶　助成金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件又は変更決定の内容に違反した場合

⑷　その他この要綱に違反したと認められる場合

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。